

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第12期(2017年4月1日～2018年3月31日)

- ① 計算書類の個別注記表
- ② 連結計算書類の連結注記表

株式会社 ゆうちょ銀行

法令及び定款第15条の規定に基づき、当行ホームページ(<https://www.jp-bank.japanpost.jp/>)に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものとあります。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券は原則として、株式については決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額(為替変動による評価差額を含む。ただし、為替変動リスクをヘッジするために時価ヘッジを適用している場合を除く)については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、その他の金銭の信託については上記2.(1)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：2年～75年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理

(4) 従業員株式給付引当金

従業員株式給付引当金は、従業員への当行株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(5) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、執行役への当行株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(6) 睡眠貯金払戻損失引当金

睡眠貯金払戻損失引当金は、負債計上を中止した貯金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジを適用しております。

ヘッジの有効性評価の方法については、小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジの場合には、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貯金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が金利スワップの特例処理の要件とほぼ同一となるヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券の為替相場の変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ又は振当処理を適用しております。

外貨建有価証券において、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在すること等を条件に包括ヘッジとしております。

ヘッジの有効性評価は、個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(当行執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引)

当行は、当行執行役に対し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。

(1) 取引の概要

当行は、株式報酬規程に基づき、当行執行役にポイントを付与し、当行執行役のうち株式報酬規程に定める給付要件を満たした者(以下、「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を給付することとし、そのうちの一定割合については当行株式を換算して得られる金銭を本信託(株式給付信託)から給付しております。

当行執行役に対し給付する株式については、予め当行が信託設定した金銭により信託銀行が将来給付分も含めて株式市場から取得し、信託財産として分別管理しております。

(2) 信託に残存する当行株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額401百万円、株式数は315千株であります。

(当行市場部門管理社員に信託を通じて自社の株式を給付する取引)

当行は、当事業年度より、当行市場部門管理社員に対し、信託を活用した株式給付制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。

(1) 取引の概要

当行は、株式給付規程に基づき、当行市場部門管理社員にポイントを付与し、当行市場部門管理社員のうち株式給付規程に定める給付要件を満たした者(以下、「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を本信託(株式給付信託)から給付しております。

当行市場部門管理社員に対し給付する株式については、予め当行が信託設定した金銭により信託銀行が将来給付分も含めて株式市場から取得し、信託財産として分別管理しております。

(2) 信託に残存する当行株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額は316百万円、株式数は228千株であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 2,376百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券及び有担保の消費貸借契約(代用有価証券担保付債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に550,132百万円含まれております。
無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は131,681百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有している有価証券は8,382,131百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額は、ありません。
破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、延滞債権額は0百万円であります。
延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は0百万円であります。

なお、上記4. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	16,770,912百万円
------	---------------

担保資産に対応する債務

貯金	1,982,813百万円
----	--------------

売現先勘定	1,932,490百万円
-------	--------------

債券貸借取引受入担保金	13,732,965百万円
-------------	---------------

借入金	2,400百万円
-----	----------

上記のほか、日銀当座貸越取引、為替決済、デリバティブ取引の担保、先物取引証拠金の代用等として、有価証券472,331百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金2,000百万円、中央清算機関差入証拠金511,672百万円、その他の証拠金等6,253百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。契約に係る融資未実行残高は、19,364百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものはありません。

なお、契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。契約には必要に応じて、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶ができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額	170,382百万円
-------------------	------------

9. 関係会社に対する金銭債権総額 107百万円
10. 関係会社に対する金銭債務総額 192,441百万円
11. システムに係る役務提供契約(ハード・ソフト・通信サービス・保守等を一体として利用
する複合契約)で契約により今後の支払いが見込まれる金額は次のとおりであります。
- | | |
|------|--------|
| 1 年内 | 790百万円 |
| 1 年超 | 662百万円 |
12. 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。その内訳として
「振替貯金」は「当座預金」、「通常貯金」は「普通預金」、「貯蓄貯金」は「貯蓄預金」、「定
期貯金」は「定期預金」、「定額貯金」及び「その他の貯金」は「その他の預金」にそれぞれ
相当するものであります。また、「特別貯金」は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理
機構からの預り金であります。

(損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

睡眠貯金の収益計上額 144,679百万円

2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

睡眠貯金払戻損失引当金繰入額 84,473百万円

3. 関係会社との取引による収益

役務取引等に係る収益総額 147百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 11百万円

関係会社との取引による費用

その他の取引に係る費用総額 20,655百万円

4. 関連当事者との間の取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	日本郵政 株式会社	被所有 直接 89.00%	グループ 運営 役員の兼任	交付金の 支払 (注) 1	5,679	—	—
				ブランド価 値使用料の 支払 (注) 2	4,123	その他の 負債	371

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 郵政民営化法第122条に基づき、金銭の交付を行っております。

2. 当行が日本郵政グループに属することにより利益を享受するブランド価値は当行の業績に反映されるとの考え方に基づき、当該利益が反映された業績指標である前事業年度の平均貯金残高に対して、一定の料率を乗じて算出しております。

3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めておりません。

(2) 子会社及び関連会社等
該当ありません。

(3) 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	日本郵便 株式会社	なし	役員の兼任	銀行代理業等の業務に係る委託手数料の支払 (注) 1	598,116	その他の負債	53,325
			銀行代理業等の業務委託契約	銀行代理業務に係る資金の受払	866,821	その他の資産 (注) 2	840,000
			銀行窓口業務契約		— (注) 3	その他の負債 (注) 3	27,999
			物流業務の委託契約	物流業務に係る委託手数料の支払 (注) 4	3,023	その他の負債	292
						未払費用	45
親会社の子会社	日本郵政 インフォメーションテクノロジー 株式会社	なし	役員の兼任 情報通信システムサービス(P N E T)利用料の支払	情報通信システムサービス(P N E T)利用料の支払 (注) 5	17,573	未払費用	2,094

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 銀行代理業等の委託業務に関連して発生する原価等を基準に決定しております。

2. 銀行代理業務のうち貯金等の払渡しを行うために必要となる資産の前渡額であります。

取引金額については、平均残高(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)を記載しております。

3. 銀行代理業務のうち顧客との受払業務の、当行と日本郵便株式会社との間の未決済額であります。
取引金額については、決済取引であることから金額が多額であるため記載しておりません。
4. 一般取引条件を参考に定められた利用料金により、物品の荷役・保管・配送等の委託業務に対する手数料の支払を行っております。
5. 一般取引条件を参考に定められた利用料金により、日本郵政グループ内の回線網におけるデータ処理サービスに対する支払を行っております。
6. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めておりません。

(4) 役員及び個人主要株主等
該当ありません。

5. 貯金利息は銀行法施行規則の費用科目「預金利息」に相当するものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

		当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
自己株式						
	普通株式	750,848	324	104	751,069	(注) 1, 2, 3

- (注) 1. 普通株式の自己株式の当事業年度期首及び当事業年度末株式数には、株式給付信託により信託口が所有する当行株式がそれぞれ、323千株、544千株含まれております。
2. 普通株式の自己株式の増加324千株は、株式給付信託による取得324千株によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の減少104千株は、株式給付信託による給付104千株によるものであります。

(有価証券関係)

有価証券の時価等に関する事項は次のとおりであります。

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2018年3月31日現在)

売買目的有価証券において、当事業年度の損益に含まれた評価差額はありません。

2. 満期保有目的の債券(2018年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	29,103,961	30,062,108	958,146
	社債	2,290,523	2,327,822	37,299
	その他	32,433	40,577	8,144
	うち外国債券	32,433	40,577	8,144
	小計	31,426,917	32,430,507	1,003,590
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	32,006	31,990	△16
	その他	—	—	—
	うち外国債券	—	—	—
	小計	32,006	31,990	△16
合計		31,458,923	32,462,497	1,003,574

3. 子法人等株式及び関連法人等株式(2018年3月31日現在)

時価のある子法人等株式及び関連法人等株式は該当ありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子法人等株式及び関連法人等株式は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(百万円)
子法人等株式	991
関連法人等株式	1,385
合計	2,376

4. その他有価証券(2018年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(注) 1 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	20,915	20,290	625
	債券	44,913,626	43,632,319	1,281,307
	国債	33,596,823	32,466,827	1,129,996
	地方債	5,195,917	5,130,394	65,522
	短期社債	—	—	—
	社債	6,120,885	6,035,097	85,787
	その他	37,296,678	36,008,170	1,288,507
	うち外国債券	11,596,997	10,701,712	895,285
	うち投資信託(注) 2	25,596,265	25,203,867	392,398
	小計	82,231,220	79,660,780	2,570,440

貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	7,870	8,098	△228
	債券	3,531,123	3,539,223	△8,100
	国債	48,940	48,940	△0
	地方債	1,209,272	1,212,368	△3,096
	短期社債	229,998	229,998	－
	社債	2,042,912	2,047,916	△5,004
	その他	21,844,288	22,494,549	△650,260
	うち外国債券	8,614,928	9,134,822	△519,894
	うち投資信託(注)2	12,989,209	13,115,778	△126,568
	小計	25,383,282	26,041,871	△658,589
合計		107,614,502	105,702,652	1,911,850

(注) 1. 差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は568,753百万円(費用)であります。

2. 投資信託の投資対象は主として外国債券であります。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
株式	5
投資信託	457,183
組合出資金	11,828
合計	469,017

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	999	195	－
債券	1,261,363	5,937	△6,018
国債	1,258,985	5,937	△5,910
社債	2,378	－	△108
その他	1,949,922	9,262	△37,117
うち外国債券	1,669,886	8,988	△15,381
うち投資信託	280,036	274	△21,735
合計	3,212,285	15,395	△43,135

7. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当事業年度における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として次のとおりであります。

ア 有価証券(債券及び債券に準ずるものに限る)

- ・時価が取得原価の70%以下の銘柄

イ 有価証券(上記ア以外)

- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(金銭の信託関係)

金銭の信託の時価等に関する事項は次のとおりであります。

1. 運用目的の金銭の信託(2018年3月31日現在)

	貸借対照表計上額(百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	79,273	△370

2. 満期保有目的の金銭の信託(2018年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2018年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの (百万円)	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	4,062,882	2,773,720	1,289,162	1,292,768	△3,606

(注) 1. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他の金銭の信託

	貸借対照表計上額(百万円)
その他の金銭の信託	99,368

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他の金銭の信託」には含めておりません。

4. 減損処理を行った金銭の信託

運用目的の金銭の信託以外の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当事業年度における減損処理額は、1,088百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として次のとおりであります。

ア 有価証券(債券及び債券に準ずるものに限る)

・時価が取得原価の70%以下の銘柄

イ 有価証券(上記ア以外)

・時価が取得原価の50%以下の銘柄

・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	14百万円
退職給付引当金	45,047
ソフトウェア仮勘定	4,932
睡眠貯金払戻損失引当金	26,372
減価償却限度超過額	7,758
未払貯金利息	212
金銭の信託評価損	2,918
未払事業税	5,783
その他	19,033

繰延税金資産合計	112,074
----------	---------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,154,545
繰延ヘッジ損益	△1,376
その他	△6,868

繰延税金負債合計	△1,162,790
----------	------------

繰延税金負債の純額	△1,050,715百万円
-----------	---------------

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 (注) 1, 3 3,071円04銭

1 株当たりの当期純利益金額 (注) 2, 3 94円09銭

- (注) 1. 1 株当たりの純資産額は、当事業年度末の純資産額11,513,151百万円を、当事業年度末の普通株式の発行済株式数から自己株式数を控除した株式数(3,748,930千株)で除して算出しております。
2. 1 株当たりの当期純利益金額は、当事業年度の当期純利益352,745百万円を、当事業年度の普通株式の期中平均株式数(3,748,952千株)で除して算出しております。
3. 株式給付信託により信託口が所有する当行株式は、1 株当たりの純資産額の算定上、当事業年度末の普通株式の発行済株式数から控除した自己株式数に含めており、また、1 株当たりの当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。
- なお、1 株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当事業年度末株式数は、544千株であり、1 株当たりの当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、522千株であります。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子法人等 2社

主要な会社名

J P インベストメント株式会社

なお、J P インベストメント株式会社は、設立により当連結会計年度から連結しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連法人等 3社

主要な会社名

S D P センター株式会社

日本A T Mビジネスサービス株式会社

J P 投信株式会社

3. 連結される子法人等の事業年度等に関する事項

(1) 連結される子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 1社

3月末日 1社

(2) 3月末日を決算日とする連結される子法人等については、同社の決算日現在の財務諸表により連結しております。

なお、12月末日を決算日とする連結される子法人等については、設立日から連結決算日である2018年3月末日までに決算日をむかえていないため、設立日の貸借対照表のみを連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券は原則として、株式については連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額(為替変動による評価差額を含む。ただし、為替変動リスクをヘッジするために時価ヘッジを適用している場合を除く)については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、その他の金銭の信託については上記4.(2)①のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：2年～75年

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 従業員株式給付引当金の計上基準

従業員株式給付引当金は、従業員への当行株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(8) 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、執行役への当行株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(9) 睡眠貯金払戻損失引当金の計上基準

睡眠貯金払戻損失引当金は、負債計上を中止した貯金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) ヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジを適用しております。

ヘッジの有効性評価の方法については、小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジの場合には、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貯金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が金利スワップの特例処理の要件とほぼ同一となるヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券の為替相場の変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ又は振当処理を適用しております。

外貨建有価証券において、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在すること等を条件に包括ヘッジとしております。

ヘッジの有効性評価は、個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。

(13) 消費税等の会計処理

当行及び国内の連結される子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(当行執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引)

当行は、当行執行役に対し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。

(1) 取引の概要

当行は、株式報酬規程に基づき、当行執行役にポイントを付与し、当行執行役のうち株式報酬規程に定める給付要件を満たした者(以下、「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を給付することとし、そのうちの一定割合については当行株式を換算して得られる金銭を本信託(株式給付信託)から給付しております。

当行執行役に対し給付する株式については、予め当行が信託設定した金銭により信託銀行が将来給付分も含めて株式市場から取得し、信託財産として分別管理しております。

(2) 信託に残存する当行株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額401百万円、株式数は315千株であります。

(当行市場部門管理社員に信託を通じて自社の株式を給付する取引)

当行は、当連結会計年度より、当行市場部門管理社員に対し、信託を活用した株式給付制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。

(1) 取引の概要

当行は、株式給付規程に基づき、当行市場部門管理社員にポイントを付与し、当行市場部門管理社員のうち株式給付規程に定める給付要件を満たした者(以下、「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を本信託(株式給付信託)から給付しております。

当行市場部門管理社員に対し給付する株式については、予め当行が信託設定した金銭により信託銀行が将来給付分も含めて株式市場から取得し、信託財産として分別管理しております。

(2) 信託に残存する当行株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は316百万円、株式数は228千株であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子法人等の株式及び出資金を除く) 1,581百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券及び有担保の消費貸借契約(代用有価証券担保付債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に550,132百万円含まれております。
無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は131,681百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有している有価証券は8,382,131百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額は、ありません。
破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、延滞債権額は0百万円であります。
延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は0百万円であります。

なお、上記4. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	16,770,912百万円
------	---------------

担保資産に対応する債務

貯金	1,982,813百万円
----	--------------

売現先勘定	1,932,490百万円
-------	--------------

債券貸借取引受入担保金	13,732,965百万円
-------------	---------------

借用金	2,400百万円
-----	----------

上記のほか、日銀当座貸越取引、為替決済、デリバティブ取引の担保、先物取引証拠金の代用等として、有価証券472,331百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金139,092百万円、保証金2,000百万円、金融商品等差入担保金38,953百万円、中央清算機関差入証拠金511,672百万円及びその他の証拠金等6,253百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。契約に係る融資未実行残高は、19,364百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものはありません。

なお、契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。契約には必要に応じて、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶ができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 170,383百万円

9. システムに係る役務提供契約(ハード・ソフト・通信サービス・保守等を一体として利用
する複合契約)で契約により今後の支払いが見込まれる金額は次のとおりであります。

1 年内 790百万円

1 年超 662百万円

10. 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

金銭の信託運用益 51,882百万円

睡眠貯金の収益計上額 144,679百万円

2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

睡眠貯金払戻損失引当金繰入額 84,473百万円

3. 貯金利息は銀行法施行規則の費用科目「預金利息」に相当するものであります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	4,500,000	—	—	4,500,000	
自己株式					
普通株式	750,848	324	104	751,069	(注) 1, 2, 3

(注) 1. 普通株式の自己株式の当連結会計年度期首及び当連結会計年度末株式数には、株式給付信託により信託口が所有する当行株式がそれぞれ、323千株、544千株含まれております。

2. 普通株式の自己株式の増加324千株は、株式給付信託による取得324千株によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の減少104千株は、株式給付信託による給付104千株によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2017年5月15日 取締役会	普通株式	93,736百万円	25円00銭	2017年3月31日	2017年6月21日
2017年11月14日 取締役会	普通株式	93,736百万円	25円00銭	2017年9月30日	2017年12月6日

(注) 2017年5月15日取締役会決議及び2017年11月14日取締役会決議の配当金の総額には、それぞれ株式給付信託により信託口が所有する当行株式に対する配当金8百万円及び13百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の 種類	配当金の総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年5月15日 取締役会	普通 株式	93,736百万円	利益 剰余金	25円00銭	2018年3月31日	2018年6月20日

(注) 2018年5月15日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託により信託口が所有する当行株式に対する配当金13百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預入限度額内での預金(貯金)業務、シンジケートローン等の貸出業務、有価証券投資業務、為替業務、国債、投資信託及び保険商品の窓口販売、住宅ローン等の媒介業務、クレジットカード業務などを行っております。

当行グループは、主に個人から預金の形で資金を調達し、国内債券や外国債券等の有価証券、あるいは貸出金等で運用しております。これらの金融資産及び金融負債の多くは、市場変動による価値変化等の市場リスクを伴うものであるため、将来の金利・為替変動等により安定的な期間損益の確保が損なわれる等の不利な影響が生じないように管理していく必要があります。このため、当行グループでは、資産・負債の総合管理(A L M)により収益及びリスクの適切な管理に努めており、その一環として、金利スワップ、通貨スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

また、当行グループは、2007年10月の民営化以降、運用対象の拡充を通じ、収益源泉の多様化を進める中で、金融資産に占める信用リスク資産の残高を徐々に増加させておりますが、信用リスクの顕在化等により生じる損失が過大なものとならないように、投資する銘柄や投資額に十分配慮しながら運用を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産の主なものは、国内債券や外国債券等の有価証券であり、これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク等に晒されております。また、貸付や金銭の信託を通じた株式への投資などがありますが、債券等と比べると少額であります。

当行グループでは、A L Mの観点から、金利関連取引については、金利変動に伴う有価証券・貸出金・定期性預金等の将来の経済価値変動リスク・金利(キャッシュ・フロー)変動リスクを回避するためのヘッジ手段として、金利スワップ取引を行っております。また、通貨関連取引については、当行グループが保有する外貨建有価証券の為替評価額及び償還金・利金の円貨換算額の為替変動リスクを回避するためのヘッジ手段として、通貨スワップ等を行っております。

なお、デリバティブ取引でヘッジを行う際には、財務会計への影響を一定の範囲にとどめるため、所定の要件を満たすものについてはヘッジ会計を適用しております。当該ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等については、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (12) ヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① リスク管理の方針

リスク管理・運営のため、経営会議の諮問機関として専門委員会(リスク管理委員会、ALM委員会)を設置し、各種リスクの特性を考慮した上でその管理状況を報告し、リスク管理の方針やリスク管理態勢などを協議しております。

② 信用リスクの管理

当行グループでは、信用リスク管理に関する諸規程に基づき、統計的な手法であるVaR(バリュー・アット・リスク：保有する資産・負債に一定の確率のもとで起こり得る最大の損失額を把握するための統計的手法)により信用リスク量を定量的に計測し、自己資本等の経営体力を勘案して定めた資本配賦額の範囲内に信用リスク量が収まるよう、信用リスク限度枠等の上限を設定しモニタリング・管理等を実施しております。

また、信用集中リスクを抑えるために、個社・企業グループ及び国・地域ごとにエクスポージャーの上限を設定しモニタリング・管理等を実施しております。

リスク管理統括部では、内部格付制度、自己査定等の信用リスクに関する統括を、審査部では、内部格付の付与、債務者モニタリング、大口与信先管理、融資案件審査等の個別与信管理を行っております。

信用リスク管理態勢の整備・運営に関する事項及び信用リスク管理の実施に関する事項については、定期的にリスク管理委員会・ALM委員会・経営会議を開催し、協議・報告を行っております。

③ 市場リスクの管理

当行グループは、A L Mに関する方針のもとで、バンキング業務として国内外の債券や株式等への投資を行っており、金利、為替、株価等の変動の影響を受けるものであることから、市場リスク管理に関する諸規程に基づき、統計的な手法であるV a Rにより市場リスク量を定量的に計測し、自己資本等の経営体力を勘案して定めた資本配賦額の範囲内に市場リスク量が収まるよう、市場リスク限度枠や損失額等の上限を設定しモニタリング・管理等を実施しております。

当行グループにおいて、主要な市場リスクに係るリスク変数(金利、為替、株価)の変動の影響を受ける主たる金融商品は、「コールローン」、「買入金銭債権」、「金銭の信託」、「有価証券」、「貸出金」、「貯金」、「デリバティブ取引」であります。

当行グループではV a Rの算定にあたって、ヒストリカル・シミュレーション法(保有期間240営業日(1年相当)、片側99%の信頼水準、観測期間1,200営業日(5年相当))を採用しております。なお、負債側については、内部モデルを用いて計測しております。また、当連結会計年度より、市場V a Rの信用スプレッド変動のリスク計測方法について見直しております。

2018年3月31日現在での市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で3,542,833百万円であります。なお、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測するものであることから、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクについて捕捉できない場合があります。このリスクに備えるため、さまざまなシナリオを用いたストレス・テストを実施しております。

市場リスク管理態勢の整備・運営に関する事項及び市場リスク管理の実施に関する事項については、定期的リスク管理委員会・A L M委員会・経営会議を開催し、協議・報告を行っております。

また、当行グループでは、市場運用(国債等)中心の資産・定額貯金中心の負債という特徴を踏まえ、当行グループにおける金利リスクの重要性についても十分認識した上で、A L Mにより、さまざまなシナリオによる損益シミュレーションを実施するなど、多面的に金利リスクの管理を行っており、適切にリスクをコントロールしております。

A L Mに関する方針については、経営会議で協議した上で決定し、その実施状況等について、A L M委員会・経営会議に報告を行っております。

なお、デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブに関する諸規程に基づき実施しております。

④ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループでは、資金の調達環境について常にモニタリングを行い、必要に応じて適時適切に対応するとともに、予期しない資金流出等に備えて常時保有すべき流動性資産の額を管理しております。

資金流動性リスク管理を行うにあたっては、安定的な資金繰りを達成することを目的として、資金繰りに関する指標等を設定し、モニタリング・管理等を行っております。

資金流動性リスク管理態勢の整備・運営に関する事項及び資金流動性リスク管理の実施に関する事項については、定期的にリスク管理委員会・ALM委員会・経営会議を開催し、協議・報告を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	49,288,314	49,288,314	—
(2) コールローン	480,000	480,000	—
(3) 債券貸借取引支払保証金	8,224,153	8,224,153	—
(4) 買入金銭債権	278,566	278,566	—
(5) 商品有価証券			
売買目的有価証券	32	32	—
(6) 金銭の信託	4,142,156	4,142,156	—
(7) 有価証券			
満期保有目的の債券	31,458,923	32,454,152	995,228
其他有価証券	107,270,936	107,270,936	—
(8) 貸出金	6,145,537		
貸倒引当金(* 1)	△120		
	6,145,416	6,180,225	34,808
資産計	207,288,498	208,318,536	1,030,037
(1) 貯金	179,881,329	180,023,452	142,123
(2) 売現先勘定	1,985,285	1,985,285	—
(3) 債券貸借取引受入担保金	13,812,123	13,812,123	—
(4) コマーシャル・ペーパー	191,481	191,481	—
(5) 借入金	2,400	2,400	—
負債計	195,872,619	196,014,743	142,123
デリバティブ取引(* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	6,278	6,278	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(20,746)	(20,746)	—
デリバティブ取引計	(14,467)	(14,467)	—

- (※ 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。
- (※ 2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。
- なお、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券の時価に含めて記載しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン、(3) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 買入金銭債権

ブローカー等から提示された価格を時価としております。

(5) 商品有価証券

日本銀行の買取価格を時価としております。

(6) 金銭の信託

金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券のうち、株式については取引所の価格を時価としており、債券については日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値を時価としております。また、デリバティブ取引については、情報ベンダー等が提供する価格を時価としております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(7) 有価証券

株式については取引所の価格、債券については、取引所の価格、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値、比準価格方式により算定された価額又はブローカー等から提示された価格を時価としております。また、投資信託の受益証券については、基準価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記

載しております。

(8) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金ごとに、元利金の合計額を当該貸出金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

また、貸出金のうち貯金担保貸出等、当該貸出を担保資産の一定割合の範囲内に限っているものについては、返済期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 貯金

振替貯金、通常貯金等の要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

定期貯金、定額貯金等の定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フロー発生見込額を割り引いて現在価値を算定しております。なお、定額貯金については過去の実績から算定された期限前解約率を将来のキャッシュ・フロー発生見込額に反映しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に適用する利率を用いております。

(2) 売現先勘定、(3) 債券貸借取引受入担保金、(4) コマーシャル・ペーパー、(5) 借入金

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)、通貨関連取引(為替予約、通貨スワップ)、株式関連取引(株式指数先物)、債券関連取引(債券先物)、クレジット・デリバティブ取引(クレジット・デフォルト・スワップ)であり、取引所の価格、割引現在価値により時価を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6) 金銭の信託」及び「資産(7) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
金銭の信託(*1)	99,368
有価証券	
非上場株式(*2)	1,586
投資信託(*3)	457,183
組合出資金(*4)	11,828
合計	569,967

- (*1) 金銭の信託のうち、信託財産構成物が私募リートなど時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (*3) 投資信託のうち、信託財産構成物が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。
- (*4) 組合出資金については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象とはしておりません。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超
預け金	49,098,445	—	—	—	—	—
コールローン	480,000	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	8,224,153	—	—	—	—	—
買入金銭債権	28,784	21,471	36,533	30,696	39,746	120,726
有価証券	13,452,496	27,308,697	29,451,361	11,924,346	9,834,659	6,960,408
満期保有目的の債券	6,138,559	7,475,531	15,023,820	2,507,409	321,522	—
その他有価証券の うち満期があるもの	7,313,937	19,833,166	14,427,541	9,416,937	9,513,137	6,960,408
貸出金	4,468,893	683,810	430,829	215,051	180,011	160,084
合計	75,752,773	28,013,979	29,918,725	12,170,093	10,054,418	7,241,219

(注 4) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超
貯金(*)	95,515,079	18,879,576	16,367,000	15,024,088	34,095,583	—
売現先勘定	1,985,285	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	13,812,123	—	—	—	—	—
コマーシャル・ペーパー	191,869	—	—	—	—	—
借入金	2,400	—	—	—	—	—
合計	111,506,758	18,879,576	16,367,000	15,024,088	34,095,583	—

(*) 貯金のうち、要求払預金については、「1 年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

有価証券の時価等に関する事項は次のとおりであります。

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2018年3月31日現在)

売買目的有価証券において、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額はありません。

2. 満期保有目的の債券(2018年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	29,103,961	30,062,108	958,146
	社債	2,290,523	2,327,822	37,299
	その他	32,433	40,577	8,144
	うち外国債券	32,433	40,577	8,144
	小計	31,426,917	32,430,507	1,003,590
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	32,006	31,990	△16
	その他	—	—	—
	うち外国債券	—	—	—
	小計	32,006	31,990	△16
合計		31,458,923	32,462,497	1,003,574

3. その他有価証券(2018年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(注)1 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	20,915	20,290	625
	債券	44,913,626	43,632,319	1,281,307
	国債	33,596,823	32,466,827	1,129,996
	地方債	5,195,917	5,130,394	65,522
	短期社債	—	—	—
	社債	6,120,885	6,035,097	85,787
	その他	37,296,678	36,008,170	1,288,507
	うち外国債券	11,596,997	10,701,712	895,285
	うち投資信託(注)2	25,596,265	25,203,867	392,398
	小計	82,231,220	79,660,780	2,570,440
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	7,870	8,098	△228
	債券	3,531,123	3,539,223	△8,100
	国債	48,940	48,940	△0
	地方債	1,209,272	1,212,368	△3,096
	短期社債	229,998	229,998	—
	社債	2,042,912	2,047,916	△5,004
	その他	21,844,288	22,494,549	△650,260
	うち外国債券	8,614,928	9,134,822	△519,894
	うち投資信託(注)2	12,989,209	13,115,778	△126,568
	小計	25,383,282	26,041,871	△658,589
合計		107,614,502	105,702,652	1,911,850

- (注) 1. 差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は568,753百万円(費用)であります。
 2. 投資信託の投資対象は主として外国債券であります。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	連結貸借対照表計上額(百万円)
株式	5
投資信託	457,183
組合出資金	11,828
合計	469,017

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	999	195	－
債券	1,261,363	5,937	△6,018
国債	1,258,985	5,937	△5,910
社債	2,378	－	△108
その他	1,949,922	9,262	△37,117
うち外国債券	1,669,886	8,988	△15,381
うち投資信託	280,036	274	△21,735
合計	3,212,285	15,395	△43,135

6. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として次のとおりであります。

ア 有価証券(債券及び債券に準ずるものに限る)

- ・時価が取得原価の70%以下の銘柄

イ 有価証券(上記ア以外)

- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(金銭の信託関係)

金銭の信託の時価等に関する事項は次のとおりであります。

1. 運用目的の金銭の信託(2018年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	79,273	△370

2. 満期保有目的の金銭の信託(2018年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2018年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	4,062,882	2,773,720	1,289,162	1,292,768	△3,606

(注) 1. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他の金銭の信託

	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他の金銭の信託	99,368

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他の金銭の信託」には含めておりません。

4. 減損処理を行った金銭の信託

運用目的の金銭の信託以外の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、1,088百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として次のとおりであります。

ア 有価証券(債券及び債券に準ずるものに限る)

- ・時価が取得原価の70%以下の銘柄

イ 有価証券(上記ア以外)

- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 (注) 1, 3 3,073円20銭

1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 (注) 2, 3 94円09銭

(注) 1. 1株当たりの純資産額は、当連結会計年度末の純資産の部の合計額11,521,680百万円から非支配株主持分463百万円を控除した金額を、当連結会計年度末の普通株式の発行済株式数から自己株式数を控除した株式数(3,748,930千株)で除して算出しております。

2. 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額は、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益352,775百万円を、当連結会計年度の普通株式の期中平均株式数(3,748,952千株)で除して算出しております。

3. 株式給付信託により信託口が所有する当行株式は、1株当たりの純資産額の算定上、当連結会計年度末の普通株式の発行済株式数から控除した自己株式数に含めており、また、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

なお、1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当連結会計年度末株式数は、544千株であり、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、522千株であります。

[illegible]